

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・補管中の歯に対しての生P Z時の浸麻（手技料＋薬剤料）の算定は可です。（生P Zの算定は不可）
【病 名】「C」又はブリッジの「MT」
【摘要欄】（例）補管中の生P Z時浸麻
- ・補管中の歯に対しての生P Z時のR コートの算定は可です。
【病 名】「C」又はブリッジの「MT」
【摘要欄】（例）補管中の生P Z時R コート
- ・補管中の歯に対して歯冠修復物装着時の浸麻（手技料＋薬剤料）の算定は可です。
【摘要欄】（例）補管中のFMC 装着時浸麻
- ・暫間固定装置の除去（30 点）は、線結紮法又はレジン連続冠固定法でのみ算定可です。
ただし、エナメルボンドシステムの場合でも外傷に対するもののみ算定が可能です。
- ・レジン連続冠固定法の修理のために除去した場合は、除去と修理の併算定が可能です（除去 30 点＋修理 70 点）。ただし、線結紮法では修理の算定は不可となります。
- ・同日に歯の破折片を除去して、抜髄や感染根管処置、修形を行った場合、破折片除去のための麻酔薬剤料の算定は可能です（浸麻の手技料（30 点）の算定は不可）。
- ・C T算定時の摘要欄記載は原則必要ありません。必要があつて記載する場合は病名と実態との乖離が生じないように注意してください。
- ・周術期等口腔機能管理料は、口腔内に感染源となりえる病巣がある患者、口腔衛生状態が不良である患者、肺炎の既往がある患者または低栄養の患者等、術後合併症のリスクが高い患者に対して全身麻酔下で手術が実施される場合に口腔機能の管理を行うものです。
よって下顎水平埋伏智歯の抜歯においても、全身麻酔下で行われた場合には周術期等口腔機能管理料の算定が可能です。
- ・同一初診中に1 度でも初診時歯科診療導入加算（特導）または歯科診療特別対応加算（特）を算定した患者の場合、連月の歯清（72 点）の算定が可能です。ただし、同一月にこれらの加算の算定なく連月の歯清を算定する場合には「初診時歯科診療導入加算算定後」または「歯科診療特別対応加算算定後」と摘要欄へ記載をお願いします。
- ・S P T又はP 重防を開始した日以降のP 咬調「ロ 二次性咬合性外傷の場合」の算定は不可となります。ただし、P 以外の咬調「イ、ハ、ニ」については算定可能です。

光ディスク等又は紙レセプトによる請求を行う医療機関・薬局に関する実態把握（アンケート調査）について

日本歯科医師会より「光ディスク等又は紙レセプトによる請求を行う医療機関・薬局に関する実態把握（アンケート調査）」への協力依頼がありました。

この調査は、光ディスク等または紙レセプトによる請求をしている 4,000 機関を対象に実態を把握する調査となっております。

なお、アンケート用紙は2月上旬から対象医療機関に発送が開始されます。

提出期限は2月28日(火)となっており、郵送の場合は必着、Web フォームによる回答（無記名）も可能となっています。

調査対象となった医療機関におかれましては、有効回答率向上のため、ぜひ、ご協力頂きますようお願い申し上げます。